

平成22年度 南富良野町奨学資金の貸付

町（教育委員会）では、町内の高校生以上の在学者で経済的事情などにより就学困難な方に対し、予算額の範囲内で奨学資金の貸付を行っています。

平成22年度の奨学資金の貸付については、次のとおり募集しますので、ご利用ください。

貸付条件

- ・親権者もしくは、これに代わるべき方が町内に居住していること。
- ・成績優秀、素行良好で学校長が推薦する方であること。
- ・経済的理由により、就学が困難な方であること。



貸付金額（在学期間中）

- ・高等学校生徒 在学期間中 月額 25,000円以内
- ・専門・専修学校生 在学期間中 月額 50,000円以内
- ・短期大学生 在学期間中 月額 50,000円以内
- ・大学生 在学期間中 月額 50,000円以内

高等工業専門学校に在学する生徒にあつては、高等学校生徒および大学生に準じます。

償還方法

貸付終了の月の翌日から起算して、1年を経過した後、5年以内の償還となります。

貸付の申請

奨学資金貸付を希望される方は、「貸付申請書」に「在学学校長の推薦書」「成績証明書」「住民票抄本」を添えて、4月20日（火）までに町教育委員会総務係まで提出してください。

「貸付申請書」「在学学校長の推薦書」は、町教育委員会および巡回窓口車「やまびこ号」に備え付けています。

なお、貸付にあたっては、保証人（町内に居住し、独立の生計を営む成年者2人）が必要です。

くわしくは、町教育委員会総務係（☎52 2145）にお問い合わせください。

スポーツ安全保険に加入しましょう！

教育委員会では、町民の皆さんに安心してスポーツや社会教育活動をしていただくため、万一の事故に備えた「スポーツ安全保険」制度の活用をすすめています。

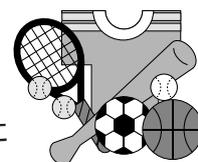
この保険は、傷害保険と賠償責任保険などがセットになっており、スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う5名以上のグループ（団体）を対象として、加入団体の管理下での活動中、または集合・解散場所への移動中に発生した傷害が対象となります。（日本国内の事故に限ります）

保険適用期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

加入受付期間

平成22年3月1日から平成23年3月30日まで（加入申込書などは、教育委員会窓口に配置しています。）



問い合わせ先 教育委員会生涯学習係 ☎52 2145

平成22年度 固定資産の縦覧・閲覧は4月1日から

納税者の方々に自らの固定資産税の評価内容を知っていただき、その評価額が他の土地や家屋と比較して、公平妥当な金額であるか判断していただくため、固定資産の縦覧・閲覧を総務課税務係の窓口で4月1日から行います。（土・日・祝日を除く）

縦覧制度とは～自己の所有する資産および周辺の土地や建物の評価額を見ることができます。ただし、縦覧帳簿では所有者名、課税標準額、税額は見れません。

閲覧制度とは～自己の所有する資産の課税標準額、税額などを見ることができます。アパートやマンションに居住する借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを見ることができます。

くわしくは、総務課税務係（☎52 2101）にお問い合わせください。